

矢吹町狩猟免許等取得補助金について

狩猟免許を取得した者に対し、免許取得の経費を補助します。

【申込について】

■ 補助対象者



①町内に在住する者

②新たに狩猟免許を取得する以下に該当する者

- ・ 矢吹町鳥獣被害対策実施隊員
- ・ 矢吹町鳥獣被害対策実施隊員に加入することが認められる者

■ 補助金額

区分	内容	補助対象経費
狩猟免許取得に係る経費	初心者講習会受講手数料	福島県収入証紙にて支払った金額
	射撃講習を受ける資格認定手数料	
	教習射撃用弾の譲受許可手数料	
	教習射撃手数料	受講するために支払った金額
	鉄砲所持許可申請手数料	福島県収入証紙にて支払った金額
	医師の診断書	診断書の交付を受けるため支払った金額
	免許試験申請手数料	福島県収入証紙にて支払った金額
	その他必要と認められる経費	上記以外に免許取得に要した金額

※詳しい内容については担当課までお問い合わせ下さい。

【お問合せ】 矢吹町役場農業振興課 TEL.42-2115